

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則（平成22年総社市規則第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
対象者	減免の額	対象者	減免の額
略		略	
小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童	100円	小学生の児童	100円
略		略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。